

## 災害共済給付金一覧

給付金の種類	給付の条件等	給付金額	ご用意いただく書類	
補 填 料	室料差額	本人並びに保護者の希望により 室料差額（特別療養環境室料） のある病室を利用する場合は 給付されません	実費 【一日当たり上限5,000円 ×日数】	【領収証】 （室料差額と入院日数が 分かるもの）  【口座振替依頼書】
	総医療費 5,000円未満	総医療費5,000円未満の治療費  ※ 治療が完了している場合のみ ※ 初診は医療機関に限る （整骨院の初診は不支給） ※ 医師の指示があれば接骨院や 整骨院での治療費も給付対象	公費負担医療制度の 利用あり 【自己負担額 +総医療費の1割】  公費負担医療制度の 利用なし 【総医療費の4割】	【医療等の状況】 （原本）  【口座振替依頼書】
	公費負担医療制度無しで申請して給付金を受けた場合、後日に公費負担申請することはできません。二重給付が判明した場合は返金させていただきます。			
	メガネ	メガネをかけた状態で破損した場合 （ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外） 学校園による破損状況の確認が必要	実費  上限は10,000円	【眼鏡専門店の領収証】 （修理・交換・購入の但書のある もの・コピー不可）  【破損時の写真】  【口座振替依頼書】
	治療用装具	身につけた状態で破損した場合 （ただし、本人の過失及び第三者の 故意による破損は対象外） 学校園による破損状況の確認が必要	実費  上限は15,000円	【領収証】 【治療用装具であることを証明 する書類】 【口座振替依頼書】
	特別初診料等	必要に応じて給付する ただし選定療養費は保護者負担		【領収証】 【口座振替依頼書】
歯冠補綴	医療機関が必要と認め、 日本スポーツ振興センターの 支給対象とならない 保険外治療による歯冠補綴費用 （中切歯から犬歯までの 上下12本の範囲内で2本以下）	実費  1本につき一度だけ給付 上限は50,000円/本	【領収証】 （保険外治療の記載）  【医療等の状況】 （詳細は要問合せ）  【口座振替依頼書】	
災害から歯冠補綴まで時間がかかることがあります。申請には受傷当初の書類のコピーの提出や、定期的な受診の証明が必要となりますので、詳細は学校園にお問い合わせください。インプラントは対象外です。				
移送料 （タクシー代金等）	日本スポーツ振興センターの適用範囲の場合で、事故の当日のみ 首から上のケガや歩けない等で学校園長が緊急性を認めた場合、 事故発生場所から最寄り医療機関までの教職員による往復搬送の 移送料（事案によっては給付対象外となる場合があります）			
医療貸付金	相当高額の治療費を 必要とする場合等	理事会または審査委員会の 審査による	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
障害見舞金	障害等級は日本スポーツ振興 センターの決定による	別途本会の定める金額	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	
死亡弔慰金	事故・病気・交通事故による死亡	100,000円 （登下校時は半額）	【別途指定する証明書類】 【口座振替依頼書】	

領収証の宛名はすべて園児児童生徒本人です  
口座振替依頼書の口座名義人には、必ずふりがなをお願いします。